

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

- 対象となる方（給付額：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）
 - ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要）
 - ② 公的年金等を受けており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方など（申請が必要）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請が必要）



詳しい情報は、市ホームページをごらんください

川崎市 ひとり親世帯臨時特別給付金

検索 

お問い合わせ先

川崎市こども未来局 こども家庭課

電話：044（200）2672

FAX：044（200）3638